

平成21年第7回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月25日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第51号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第52号の説明、質疑、討論、採決	8
・議案第52号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第53号の説明、質疑、討論、採決	10
・議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
○議案第54号の説明、質疑、討論、採決	19
・議案第54号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第6号)	
○議案第55号の説明、質疑、討論、採決	22
・議案第55号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○町長あいさつ	23
○閉 会	24

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第108号

平成21年第7回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月20日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成21年11月25日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

- 3 付議事件
- (1) 議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第52号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - (4) 議案第54号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算(第6号)
 - (5) 議案第55号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	関	口	雅	敬	君	2 番	村	田	正	弘	君	
3 番	大	島	瑠	美	子	君	4 番	齊	藤		實	君
5 番	野	原	武	夫	君	6 番	新	井	利	朗	君	
7 番	大	澤	夕	弋	江	君	8 番	梅	村		務	君
10 番	渡	辺			強	君						

不応招議員（1名）

9 番	染	野	光	谷	君
-----	---	---	---	---	---

平成21年第7回長瀬町議会臨時会 第1日

平成21年11月25日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	関	口	雅	敬	君	2番	村	田	正	弘	君	
3番	大	島	瑠	美	子	君	4番	齊	藤		實	君
5番	野	原	武	夫	君	6番	新	井	利	朗	君	
7番	大	澤	夕	キ	江	君	8番	梅	村		務	君
10番	渡	辺			強	君						

欠席議員（1名）

9番 染 野 光 谷 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	大	澤	芳	夫	君	教 育 長	新	井	祐	一	君
参 事	新	井	敏	彦	君	参 事	平		健	司	君
総務課長	齊	藤	敏	行	君	税務課長	野	原	寿	彦	君
町民福祉課長	浅	見	初	子	君	地域整備観光課長	染	野	真	弘	君
会 計 管 理 者	大	澤	彰	一	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長 若 林 実 書記 野 原 徹

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（齊藤 實君） 皆さん、おはようございます。

今日は、平成21年第7回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第7回長瀬町議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の会議に欠席の届け出は、染野光谷君、1名でございます。



◎開議の宣告

○議長（齊藤 實君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（齊藤 實君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出された議案の説明等のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

12月の定例会では間に合わない、緊急にご審議いただきたい案件がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

本日提案させていただきます案件につきましては、職員の給与改定に関するものであります。厳しい経済、雇用情勢が続く中、民間企業の給与等は依然厳しいものがあり、国家公務員や埼玉県、さらに多くの自治体で給与改定を実施している状況を勘案いたしまして、関係条例の改正及び関係予算の補正をお願いするものであります。あわせて議会議員、私や教育長の期末手当につきましても職員の期末・勤勉手当を引き下げることにあわせ、関係条例の改正をお願いするものであります。

議案の内容等につきましては、上程した際に改めて説明させていただきますので、よろしく願い申し

上げます。

以上、臨時会開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名を申し上げます。

1番 関口 雅 敬 君

2番 村田 正 弘 君

3番 大島 瑠美子 君

以上の3名をご指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第51号から議案第55号までの5件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第4、議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の期末・勤勉手当の引き下げにあわせて、議会議員の期末手当についても同様に引き下げを実施したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

先ほどの町長の提案理由の説明にもありましたとおり、人事院の勧告に基づく国家公務員及び他団体の職員との均衡を図るため、当町でも職員の給与改定及び期末・勤勉手当の引き下げにあわせて、議会議員の期末手当についても同様に引き下げよう改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。第5条第2項でございますが、6月に支給する場合の期末手当については、現行の100分の160を改正案の100分の145に、12月に支給する場合の期末手当については、現行の100分の175を改正案の100分の165に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日から施行するものでございます。

以上が議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、何点か質問します。

これは、期末手当の6月、あと12月の期末手当の減額ということで、100分の160から100分の145、100分の175から100分の165と、こういう減額をしてくるわけですが、人事院勧告ということで絶対的なものではないですが、意外とこの人事院勧告によって我々の議員報酬が決まってきたわけですが、私は少し意見かたがた考えを述べたいと思いますけれども、今私の議員報酬は17万7,000円です。そして、手取りが、年金掛金が2万8,800円で、所得税を含めて手取りは13万7,000円です。これは、議長、副議長、委員長、副委員長がそれによりいろいろ手当がつきまして違いますけれども、それで質問なので、この議員報酬についてはいろんな他市町村と比べますと、長瀬の議員報酬は恐らく少ないほうの下から数えて小鹿野の次に2番目だというふうに思っておりますけれども、そういう中でこの問題について、どんな状況なのかについて報告していただきたいと思います。

今議員といっても、今までバブルのときは成人式や敬老会、みんな会費制がなかったわけです。あと、いろんな意味でも交際費の中で議会が終わった後の反省会という形で私が古くやっておりますから、それも交際費で出ていた時代がありました。ですから、今は議員に立候補して議員に当選すれば、何か町民は相当議員報酬をもらっているのだらうというようなことをこの前も言われたことがあるのです。しかし、実際町民はどういう状況なのかということをはなかなか知らされない。我々も、私は議会報告で知らせているけれども、そういう機会がないのですけれども、今長瀬の議員報酬は他市町村と比べてどういう状況なのかについて報告願いたいと思います。

あともう一つは、言っていないけれども、これによってどのような期末手当で、トータルでどんな金額になるのか。6月、12月で期末手当がカットされるわけですから、トータルでどのような減額になるのかについて報告願いたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議員報酬の月額についてお答えいたします。

これは、調査日が平成21年4月1日ということの資料に基づいて回答させていただきますが、長瀬町の議員の報酬が17万7,000円でございます。郡内の状況について申し上げます。横瀬町、20万1,000円、皆野町、19万円、小鹿野町、17万5,000円、東秩父村が17万1,000円でございます。

それから、次に今回の改正でどのような影響がということでございますが、6月の期末手当については5月のときの臨時会でも申し上げましたが、約32万円の減額になります。これ全体でございます。それから、12月の期末手当の影響につきましては、全体で約21万円の減額になるものと思われま

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第52号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第52号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の期末・勤勉手当の引き下げにあわせて、町長及び教育長の期末手当についても同様に引き下げを実施したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第52号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、人事院の勧告に基づく国家公務員及び他団体の職員との均衡を図るため、当町でも職員の給与改定及び期末・勤勉手当の引き下げにあわせて、町長、教育長の期末手当についても同様に引き下げよう改正するものであります。

第1条でございますが、町長の諸給与条例の一部改正でございますが、参考資料の町長の諸給与条例新旧対照表をごらんください。第6条第2項でございますが、6月に支給する場合の期末手当については、現行の100分の160を改正案の100分の145に、12月に支給する場合の期末手当については、現行の100分の175を改正案の100分の165に改めるものでございます。

次に、第2条の教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部改正でございますが、次ページの参考資料の教育委員会教育長の諸給与に関する条例に関する新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第6条第2項でございますが、6月に支給する場合の期末手当については、現行の100分の160を改正案の100分の145に、12月に支給する場合の期末手当については、現行の100分の175を改正案の100分の165に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日から施行するものでございます。

以上が議案第52号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、何点か質問します。

1つは、まず議員の報酬の問題の期末手当の減額と同様、6月期末手当の減額と12月の期末手当の減額は、町長、教育長、どれだけの金額の減額になるのかについて報告願いたいと思います。

また、先ほど言いましたように、うちの町長の報酬、それは前もいろんな報酬の引き下げのときに言ったけれども、相当頑張って減額しているわけです。そこで、やはりこれも町民にきちんと町長、教育長ともどれだけの報酬なのかについて、もっと町民に知らせるべきだと思うのです。例の交際費の問題もあったけれども、はっきり言って今の町長は相当の冠婚葬祭に自費で出席して、そしてあれだけの減額をしたと、交際費。きのうもお葬式に私も近所の人が死んで行ってきましたけれども、町長も来ていまして、相当自分の時間がないというふうに感じております。前の町長は、悪く言うわけではなくて、実際300万近い交際費を取っていたということがあります。私は交際費を質問すると、必ず決まって、いろいろつき合

いがあるとか、何かいろいろ言っていますけれども、結局はこれだけの交際費を減額したということは、やはりすごい努力だなと思います。

そこで、今の町長、教育長の他市町村との比較ですけれども、恐らくやはりこれも相当少なくしていると思うのですけれども、報告願いたいと思うのです。この2点です。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、この条例改正でどのくらいの減額というか、影響額が出るかということでございますが、6月の期末手当につきましては町長については約12万円の減額になります。教育長については約9万円でございます。12月の期末手当につきましては、町長については約8万円、教育長につきましては約6万円の減額になる予定でございます。

それから、町長、教育長の他町との状況ということでございますが、これにつきましても調査日が平成21年4月1日現在の資料によりますと、長瀬町の町長が報酬が70万円でございます。横瀬町が59万1,000円、皆野町が67万8,000円、小鹿野町が65万円、東秩父村が59万5,000円で、長瀬町の場合、特例で町長につきましては42万円になっております。それから、教育長につきましては、長瀬町の場合54万円でございます。横瀬町が52万1,000円、皆野町が52万1,000円、小鹿野町が52万円、東秩父村が51万4,000円でございますが、長瀬町の教育長につきましては町長と同様に特例の条例で45万9,000円になっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第52号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上

げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給与月額を引き下げ、自宅に係る住居手当の廃止及び期末・勤勉手当の引き下げを実施したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、人事院の勧告に基づく国家公務員及び他団体の職員との均衡を図るため、当町でも職員の給与改定及び期末・勤勉手当を引き下げるよう改正するものでございます。

第1条についてご説明いたします。参考資料の議案第53号（第1条関係）新旧対照表をごらんください。第8条の3、住居手当でございます。第2号で新築または購入の日から5年以内の住居に居住している職員で世帯主である者には住居手当を支給するよう規定しておりますが、これを廃止し、第3号を第2号とし、次のページになりますが、第2項の第2号を削るものでございます。また、自宅に係る住居手当の廃止に伴い、条文の整理を行うものでございます。

次に、第14条の4につきましては、期末手当の規定でございます。第2項は一般職員の期末手当でございますが、現行の100分の160を改正案の100分の150に改めるものでございます。

同条第3項は再任用職員の規定でございますが、現行の100分の85を改正案の80に改めるものでございます。

次の14条の7につきましては、勤勉手当の規定でございます。第2項第1号は一般職員の勤勉手当でございますが、現行の100分の75を改正案の100分の70に改めるものでございます。

議案のほうに戻っていただきまして、別表の第1及び別表第2の給料表は、議案として添付してありますとおり改めるものでございます。

次に、第2条、第3条についてご説明いたします。議案の第1条の次に別表が7枚ほど、7ページですか、ほどありますが、その別表の次のページに第2条が記載されております。これにつきましても参考資料を用いて説明させていただきます。議案第53号第2条関係でございます。参考資料議案第53号（第2条関係）というところがございますが、ごらんいただきたいと思っております。ここに第14条の4、それから第14条の7がございますが、これは平成22年度からの期末・勤勉手当について規定しております。まず、第14条の4の第2項でございますが、6月に支給する期末手当を現行の100分の140を改正案の100分の125に改め、第3項につきましては再任用職員の規定ですが、現行の100分の140を改正案の100分の125に、現行の100分の75を改正案の100分の65に、現行の100分の80を改正案の100分の85に改めるものでございます。

それから、第14条の7は勤勉手当を規定しておりますが、第2項第2号は再任用職員の勤勉手当を6月、12月とも改正案のとおり、100分の35に改めるものでございます。

第3条でございますが、これにつきましては次のページに新旧対照表がございます。18年度に実施いたしました給与構造の見直しによる給料表の引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額につきましても、引き下げ改定が行われる給与月額を受ける職員を対象に100分の99.77を乗じて得た額を引き下げるものでございます。

それでは、また恐縮ですが、議案に戻っていただきましてご説明いたします。附則、別表第3につきましては、減額改定対象外職員の号給表でございます。

それから、附則でございますが、1の施行期日は公布の日の属する月の翌月の初日から施行するものでございます。

第2条につきましては、先ほども申し上げましたが、平成22年4月1日から、平成22年度分から施行するものでございます。

それから、附則の2の施行日前の異動者の号給の調整は、この条例の施行前に職務の級を異にして異動した職員等は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をした場合と権衡上必要と認められる限度額において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができるというものでございます。

それから、次のページの3の職員が受けていた号給等の基礎は、前項の規定の適用につきましては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及びこれに基づく町規則の規定に従って定められたものとするものでございます。

それから、附則4及び5は、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置を定めたものでございます。12月に支給する期末手当の額は、職員、再任用職員の職員は12月期末手当から、次の(1)、(2)に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とするというものでございます。(1)につきましては、平成21年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計に100分の0.19を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額を減じるというものでございます。4月から11月までの給与について、12月の期末手当から調整して減額するという内容でございます。

それから、(2)は、平成21年6月に支給された期末・勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額を12月の期末手当から引くという内容のものでございます。

6の町規則への委任でございますが、この条例の規則に関し必要な事項は、町規則で定めるというものでございます。

以上が議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 国家公務員の給与にあわせて、このほかの民間がひどい派遣労働やパート労働や物すごく低く抑えられている中で、確かに情勢は役場職員などがきちんと毎月お金をもらえるのだなんていうふうには、町民の中からも相当うらやましがられております。

しかし、私はここで質問したいのは、まず他市町村と比べて長瀬町の状況はどうかというのを、これもちょっと調べさせてもらいました。1つの質問は、長瀬町のラスパイレス指数は幾つか。ほかの町では、例えば皆野町では、前回の場合、人事院勧告から出た提案に対して否決しているわけです。なぜかというのと、皆野町は県下ですごくラスパイレスが低いということで、接戦でしたけれども、6対5で否決されました。それを聞いて、やはり人事院勧告というのと、何かもう何も言えないのではないかというような感じで我々は思うのですけれども、やはりその町の実情を見て、これに従わなくてもいいのではないかということも言われております。そこで、長瀬町のラスパイレス指数はどういう状況なのかについて報告願いたいと思います。

また、秩父には秩父市の職員労働組合があって、いろいろ不満があることについてきちんと言える場をつくっているのです。栗原稔前市長のときは、いろいろ問題点は聞く耳を持ってやられたという話を聞いております。長瀨町は職員労働組合がございませぬから、どのような問題点で意見が出ているのかについて報告願いたいと思います。今どこの市町村も人件費を減らすために職員を減らしております。しかし、職員の労働組合の中では、余りにも労働条件が、仕事が忙しいということで、民間と比べると甘えているとふうに言われますけれども、うつで職場を去らなくてはならないとか、事故も起きておりますので、従業員組合というか、この問題について、町は職員、役職も含めてどんな話し合いがされたのかについてお願いしたいと思います。

もう一つは、今の問題について、これから役場職員を減らせば確かに人件費が減るわけですから減らすという方向になると思うのですけれども、しかしそういう問題についてきちんみんながやる気を起こさせるためには、やはりこの人事院勧告だけに進めていくというのは士気にかかわりますから、その問題についてどういうふう考えているのかについて、報告願いたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） まず、ラスパイレス指数の件でございませぬが、これは平成20年4月1日現在のものです。長瀨町の場合地域手当を支給しておりませぬので、ほかの団体は地域手当を支給していることから、地域手当を補正した後のラスパイレス指数ということで説明させていただきますと、回答させていただきますと、長瀨町が88でございませぬ。それから、横瀨町が91.6、皆野町が83.3、小鹿野町が90.4、東秩父村が92.6でございませぬ。

それから、この改定に当たって職員とどういう話し合いがというようなことでございませぬが、職員との話し合いについては特にしておりませぬ。こういう厳しい経済、雇用情勢が続く中で的人事院勧告でございませぬので、長瀨町の場合については人事委員会が設置されているわけでもございませぬので、人事院勧告をそのまま長から議会のほうへ改正案として出させていたいただいているような状況でございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 給与につきましては、私が町長に就任以来、いろんなことを職員には申し上げてきております。

その大きな問題点は、職員の給与は町民の税金で賄われているということをお忘れしないでほしいというお願いを何回もしております。それで、例えば小泉構造改革のときに調整手当、今地域手当になっていますか。それをゼロにしました。これは日本でも珍しいと埼玉新聞で取り上げてもらいましたが、別に奇をてらったわけでもなくて、その小泉構造改革で交付税を減額するという裏話を聞きましたので、町の財政を支えていく大きなポイントとしては、やっぱりその予算のスリム化といいますか、支出を減らすこと。その大きなテーマとして、その調整手当を減額していただけないかというお願いを職員のほうにしたわけがあります。本当にいろいろ苦渋の選択だったと思いますが、職員もご理解をいただいで、それをゼロにすることができました。

こういう状況で、交付税の年々1億円の減額に近い数値をクリアすることができた。100%クリアということにはなりませぬが、そういう状況で来たということは、職員のご理解のたまものだというふうに思っています。それが、私としてみれば当然ということではないけれども、やはり苦しいときに税金をいただいで働いている人たちがそういうことを考えていただきたいというお願いをしたことをご理解いただ

たというのは非常にありがたかったと、そういうふうに思っております。

いずれにしても、公務員の給与は今でもまだ他団体から比べれば高いと言われていています。そういうことから考えれば、我慢どころではないのかな。そんな思いを持って提案をさせていただきました。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るためと。そして、これが提出されたわけなのですが、国家公務員の職務の級がありますね。職務の級と、それから長瀬町の職員の給料。給与の級というのは、国家公務員は1から16ぐらいまでであるような気がしました。だけれども、最後のほうから多分給料表を決めていると思うのですが、国家公務員の給料表の幾番目からこの給料表、6等級ですか、そこまでなるのは最後のほうからやっているのでしょうか。

それから、もう一つは、給料月額を今度また減額されますけれども、そうに言われてもちょっとよくわからないので、大体1人当たり幾らの減額になるのか、わかったらぜひ教えてほしいと思います。

それから、12月の期末手当は、そうしますと1人当たり約何円減額になるのか、それをお聞きしたいと思います。1人当たり。お願いします。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 国家公務員の給料表とのあれですけれども、1級のところから6級までを採用しております。

それから、1人当たりどのくらい給料が減るのかということなのですが、給料表でいくと主査が600円ぐらいです。それから、主幹、課長が700円ぐらいですか。平均で650円ぐらい減額になると思われまます。それでよろしいですか。

〔「あと、今度期末手当がありますね。1人当たり約何円ぐらい」と言う人あり〕

○総務課長（齊藤敏行君） 期末手当がちょっと1人というあれで出していないのですが、100分の160から100分の150に変更になることによりまして、全体で約300万円。そのほかに12月の期末手当の中で給料が下がる分調整されますので、それが4月から11月の給料分として約47万円ぐらいですか、全体で。それと、6月の期末・勤勉の調整もありますので、これが全体で約12万ぐらい減額になる見込みでございます。それから、給料については12月から3月については全体で約24万減額になる計算になります。

よろしいですか。以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 3番、大島瑠美子君。

○3番（大島瑠美子君） 町長も、それから教育長も議会議員もなりたくてなった職だと思うのです。ですけれども、職員というのは正規の試験を受けて、そしてそのための生活費をもとにして、入ってきて一生懸命頑張っているわけです。そうしますと、それで調整手当もこの前もゼロ円にしまして、町長が埼玉新聞に堂々と長瀬町はすごいというふうに出ていましたけれども、職員というのはなかなか町長には言いづらくて黙っているというのが実情だと思うのです。中には、すごく大変でいるのだけれども、町長に言うともたどうにかあれだからなというような、含んで、そして物事を言わない職員もいるかと思えます。

それで、さっき1級から6級までを使っていますということなのですが、最低の給料表から給料表を使っているわけですね、そのところは。ですので、一番最初のその均衡をとっても、上のほうか

らの等級だったらいいかとも思いますけれども、何しろ総体的に見て長瀬町、それから秩父郡の町村の職員の給料は安いと皆さんからも思われていますし、私も事実そうだと思っています。それですので、余り下げるといところが、人事院の勧告だから百六十幾つというのではなくて、そのところを15%下げないで10%にというようなことができなかつたのかなと思ひまして、町長さんに聞きたいと思ひますけれども。そういうことはできないのでしょうか。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 詳細については担当の課長からご説明を申し上げますが、確かに公務員というのは最初は低くて、だんだんベースアップしている。民間と違うところはそこだと思うのです。民間はなかなか上がらない。しかし、大手はかなりいいという事実があります。

今説明をいたさせますが、入った何年かの人についてはたしか減額をしていないというふうに私は承知をしております、そういう配慮もあります。人事院勧告でもそういう勧告をされているというふうに承知をしております、それに従ってやったということでありまして、公務員も非常に給与がいいときがありましたね。しかし、世の中の流れに応じて順応して給与をいただくということが、やっぱり税金をいただく人たちの基本的な考え方でなければいけないのではないかという考え方を私は持っています。人事院勧告が必ずしも適正な正しい勧告をされているかという、それはいろんな見方が当然出てくると思うのです。しかし、今回は100年に1度というような景気の悪さということを考え、まだここ両一、二年はこの景気がもとに戻らないというようなことを考えますと、やはりお互いに苦しさというのを分け合う気持ちが大切。その中に公務員が入っていないというのは、これは大きな間違いだというふうに思っております、私たちが自分たちから積極的に本来は手を挙げるべきだと思いますが、勧告がありましたので、これをやらせていただくということでありまして。

給与というのは固定費ですから、それは1度だけ払うということなら我慢はできますけれども、毎月、毎月、それと6月と12月にボーナスを払うということになると、町の予算の中で大きなウエートを占めるわけでありまして。そういうことから考えれば、人を減らして給与をある程度保持をしてということではできませんけれども、長瀬町でもまだいろんな問題があつて、実はこの間も20年ないし50歳以上の人で何人かの方には職をかえるようなことも考えろという勧告を私のほうから申し上げました。それで手を挙げてくれるかどうかわかりませんが、推移を見たいと思ひます。

いずれにしても、その職員の資質を含めた問題もこれから真剣に考えていかなければいけないと思ひますので、ご理解をいただき、お力添えをいただければありがたいと思ひます。私たちはこの給与は低くていいというふうに思ひますが、そういう日本全体の経済状況を見れば、これはやむを得ないのではないかな。そんな思ひを持って引き下げの提案をさせていただきました。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 先ほどの議案の説明の中でも申し上げたのですが、給料表の次のところに附則別表第3というのがございますが、第2条、第3条のところの中に表が下のほうに入っておりますが、この給料表が行政職給料表と医療職給料表ということで、行政職給与については1級から3級まで、医療職給料表については1級から4級までで、それぞれ右側にある各号給のところまで給料表の減額改定対象外職員ということで、採用されたばかりとか、若手の職員がここに当てはまることになるかと思ひますけれども、そういう職員については引き下げを行わないというようなことになっておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 1つだけお聞きをしておきます。

今給与の引き下げ、いろいろ出ていますが、長瀬町の職員の給料と長瀬町の中で働いている人の給料の差というか、その辺については町民税を払ってもらったり何かしていますから、税金をいただければおおよその見当がつくと思いますけれども、そういった比較をしてみたときに、町の職員と町の中で働いている人というのは、仕事の性質は多少違うと思いますけれども、労働対価として受け取るということについては変わりはないというふうに私は思います。その辺の比較についてわかっているかどうか。統計的にきちんととっているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 町内の民間の企業というか、事業所と町の職員との比較というのはしてございませんので、把握できておりません。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今の時点では把握できていないということですが、町長はそういうことについて比較をしてみようというふうな意欲がある、あるいは実施をするというふうな意図があるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご指摘の点につきましてはこれから検討いたしますが、町民の方たちの一般的な情報、具体的な数値については申し上げるだけの資料を持ち合わせておりませんが、公務員はいいねという話は大勢の方から聞きます。そういうことから考えると、公務員のほうが年額所得としては、たしか民間で一番問題になるのはボーナスで問題の格差が出てくるというふうに承知をしております、景気の悪いときはほとんどボーナスが出ないというところがいっぱいある。去年の暮れあたりから給与を3割カットされたというようなところ、嫌だったらやめろというようなことまで言われて非常に大変なのですという話は大勢の人から聞きます。そういうことから考えると、公務員は人事院勧告に従って今まで値下げをしてきましたが、値上げのときもあったわけでありまして、そういうことから考えると、これからデータは調べてみたいと思いますが、現実の問題としては公務員のほうが年間の所得については高いというふうに思っております。そういうことから考えて、人事院勧告が出たというふうに承知をしております。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） ただいま民間よりは公務員というか、町職員のほうが高いのではなからうかというふうなお話ですが、長瀬町の町民で町内で働いている人は、私の推測でございますが、労働人口の10%あるなしだと思っております。あとはみんなよその町村に行って働いている人のほうが多いと思います。ですから、町の中の人と比較するというのと、それから町外で働いて所得を得ている人で比較をするということで、ぜひ2本立ての統計を、税金を取っているあれですから、税務課で調べればすぐ出てくると思うのです。そういったことでよく調べてもらって、我々の議会にもぜひ報告をしていただいて、人に聞かれたときにこうなのだよということがきちんと言えように勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 今2番議員と同じようなことを聞こうと思ったのですけれども、大体わかりましたので。

長瀬町の民間企業、特に中小企業というか、零細企業に等しいような企業が多いわけですが、ちなみに私の知っているところ、まあ、100人足らず、足らずというか、100人ぐらいの企業でありますけれども、相当安いことを言っていました、平均給与は。とにかくレースにならないような低さです。それで、当然不景気のときにはボーナスはほとんどカットされるという状況が続いております。それがベースになるということはある得ない。これはあくまでも公務員は公務員ですから。ということなのですけれども、その実態を調べるということについては私もぜひやっていただきたいと思います。それだけはお願しておきます。

それと、今ラスパイレスの問題が出ましたけれども、この給料表、号給制の問題として、恐らく法にのっとった計算をして88%という数字が出たのだらうと思うのですけれども、いろんな資料、いろんな新聞とか等を見てもみますと、市部、政令都市、そういう大きな都市はラスパイレスは100を超えているのです。101とか103なんてところがありますから。ただ、私が非常に疑問に思うのは、この給料表がここに今ありますけれども、この号給制の給料表は少なくとも、年輩者にはちょっと失礼な言い方かもしれませんが、今の年輩の職員に対しては当時高卒だったと思うのです。大学を出る人というのは今から30年、40年前というのはなかなかなくて、町でも結構高卒の方が多いと思うのです。高卒と大卒の違いというのは相当あるのですね、今でも。初任給が。民間でもそうですけれども。とにかく公務員なんか役場なんか多分そうだと思うのです。

それと、それに付随して昇給基準、例えば1級から、1級の今初任給がどのくらいかわからないのですけれども、長瀬町では恐らく19か、せいぜい20ぐらいだと思うのですね、1級の号給が。その近辺だろうと思うのですが、昇給が高卒の場合と大卒の場合と違いますね、等級の。いわゆる1級から2級にいく場合の直近率という表現がありますけれども、その直近比率によって1級から2級にいったときの給料が決まってくる。それから、号給で昇給していく。その今の制度をどのようにやっているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。それが、法の給与規定の中の法の中でやられているのかどうか。そうしますと、国家公務員と比較したラスパイレスが、果たしてではどこが基準なのかというのは我々考えたときにわからなくなってしまうのです。非常に勉強不足で薄弱な知識の中では非常にわからなくなってしまう。そういう状況に陥っているわけです。それで、その88という数字が国家公務員に対するラスパイレスの計算がどういうふうにされているのかということは、今ここではいいですから、後で私のほうへ知らせてください。大体わかる範囲でひとつそのことについて答えて。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 昇給については、法に基づいて町の給与条例により実施しております。

○議長（齊藤 實君） 8番、梅村務君。

○8番（梅村 務君） 法にのっとってやっている。当然でしょうと思うのですけれども、私が今聞いたのは、当時、今ほとんど大卒の人が町の職員も多いと思うのです。80%近い人が大学に行っているような状況ですから。それはわかるのですけれども、当時の中でそういうものの平均のラスパイレスが88ということは、私としては低いとは思っていないのです。先ほど申し上げた一般の企業に対して、はっきり申し上げ

げると、50%、70%ぐらい、60%ぐらい給与が高い、平均が。長瀬町の企業にして。それで、今2番議員が言ったように、すぐ統計がとれるのですね、とる気ならば。平均給与なんてわけがないのですよ。そういうふうなことをぜひともやっていただきたいということは、先ほど申し上げたとおりであります。

それで、町の職員が今定員の問題を私も何回も言っているのですけれども、栗山町の話もいたしました。前の前の3月議会か去年の12月議会だったと記憶しておりますけれども。栗山町がいきなり今年度からですか、4月1日から10%下げたのですね、平均給与を。仮に550万という、平均500万ぐらいらしいですね、その栗山町。1万二、三千人の町でありますけれども。それで、10%という450万にいきなりなってしまうわけです。そういうこともたしか申し上げた。これは、栗山町で聞いた話ですから、多分真実だと、正しいと思うのです。そういう中で、確かにラスパイレスが88ということは非常に低いというふうな感覚を持つと思います。しかし、それは伝家の宝刀として振りかざしてはいけない。というのはいろいろ事情があるのです。今言ったようなラスパイレスが正しくされているのか、あるいは学歴で私の知っている範囲で申し上げますと、大学の場合は3年で次の等級にいける。あるいは、高卒の場合は5年でいけるということになると、ここにうんと差が出てくるわけですね、号給の数字でいくと。だから、そういうふうなことで実際やっているのだらうと思うのですけれどもね。一人一人検証できませんので。そういうものがまた本会議のほうで非常に細かくまた質問したいと思いますので、きょうは臨時でございましてから、このぐらいにしておきますけれども。そういうことは町長もやっぱり把握してもらって、そのときにいろいろ質問いたしますので、具体的な問題も含めて。ひとつ心して考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 本案に対する異議がございませんので、反対討論を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） では、今いろいろ討議されましたとおり、役場職員の給与やラスパイレス指数問題で言ったように、これから自治体の職員というのは全体の奉仕者として元気よく生き生きと町民に奉仕する。そういう労働条件の中で、少ない人数でチームワークと、そして士気によって頑張ってもらわなくてはならないところで、今ラスパイレス指数でみんながお話したように、皆野町が報告のように83.3、長瀬はその2番目に88.0と。それで、小鹿野とかもう90%、横瀬とかはみんな超えています。この間私の知っている人に、ラスパイレスの埼玉県の状況ということで、インターネットで調べてもらってコピーしてもらいました。やはりもうほとんどの市町村は90%以上です。ですから、皆野町がなぜこんなに人事院勧告に対して反対だということで否決したかというのは、余りにも皆野町が低い。これをまた低くして、そのままだったらまずいということで反対したと思います。私もそのとおりです。

今地方公務員、国家公務員は、国民のああいうところに勤めれば将来は安泰だと。民間は人を派遣労働で首切って、そのときだけ働く。これからの将来はないということで、大変今役場職員や国家公務員になりたっております。しかし、物すごい競争率でございまして。そのときにやはり今後の問題として、役場職員が生き生きと働くために、最低はラスパイレスを上に伸ばしていかななくてはならない。そういう立場

から、私はあえて反対いたします。

○議長（齊藤 實君） 次に、賛成討論を許します。

1 番、関口雅敬君。

○1 番（関口雅敬君） 今いろいろ審議で意見が出ているようですけれども、私も民間企業の事業者の一人として、今この経済状況の中、給料がいろいろ民間も下がっているという状況の中で、この人事院勧告を参考にして執行部から提出されたものと理解できます。よって、この案に賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤 實君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって討論を終結します。

これより議案第53号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齊藤 實君） 起立多数。

よって、議案第53号は可決されました。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第7、議案第54号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第54号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）案の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定に伴う給与費の減額と今年度の職員の異動に伴う予算の組み替えでありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ965万7,000円を減額して、歳入歳出の総額を32億649万4,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では財政調整基金、繰入金の減額、歳出は社会福祉費、農業費、教育総務費の増額、総務管理費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） それでは、議案第54号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に基づく国家公務員及び他団体の職員との均衡を図るために行った給与改定及び期末・勤勉手当の引き下げや人事異動に伴う増減等でございます。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億649万4,000円とするものでございます。

では、これらの補正の予算の内容についてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。歳入予算の明細でございます。款21繰入金でございますが、今回の補正は減額でございますので、財政調整基金へ965万7,000円戻すものでございます。

次に、歳出の補正の内容についてご説明いたします。10ページ、11ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節の2給料、節の3職員手当等につきましては、給与改定及び期末・勤勉手当の引き下げや人事異動による減額でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、退職者の増加などにより増額となっております。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目3社会保険費につきましては、人事異動に伴う増減でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費につきましては、職員の昇格により増額となっております。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、人事異動に伴う増額及び人事院の勧告に伴う手当の減額でございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今のことについて、歳出の面でちょっとお伺いしておきます。

11ページの一般職退職手当負担金というのが40万円ふえますよと。これは、先ほど説明があつて、やめる人、退職する人が多くなったから負担金がふえるということですが、その下のほうに一般職共済組合負担金13万円、それから次のページにいくと、これは教育費のところですが、一般職共済組合負担金170万円と、こう書いてあります。これは、上のほうでいく職員の手当というか、給料等は減るのですけれども、片方は変なところでふえていくという制度なのですが、これは要するに町の持ち出し金になるわけですから、ここら辺も民間にあわせて、日航なんかもやっているわけですが、改善するという考え方を出すことはできないのかどうか。これは町長に伺います。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 答えいたします。

この進退とかという問題につきましては、規則にのっとって今回はやらせてもらうつもりでご提案をいたしました。そういうことで、その部分についても見直しをしなければいけないというようなお考えもありだと思しますので、これは緊急なことがあつてそのいとまがなかったということだけではなくて、今回は特別なそういう状況でございますから、決まりのとおりということにいたしましたわけでありまして、本来ならば今2番議員がお話になったことも考えなかったわけではございませんが、そういう状況を勘案して、今回はその決まりのとおりでご提案をさせていただきました。

○議長（齊藤 實君） 2番、村田正弘君。

○2番（村田正弘君） 今は町長は規定のとおりということなのですが、こういうところが要するに職員

の安泰というところにつながっていくわけですよ。この一般職共済組合負担金というやつ、こういうやつが、これが要するに年金につながってくるわけでしょう。ですから、この辺が給料が減ったにもかかわらず、出す部分がふえるというのは、どうやっても理解できない。厚生年金とか、ああいう国民年金は違いますけれども、厚生年金は給料が減れば掛金も少なくなるのですね。経営側が出す金も減るわけですよ、減ればね。だけれども、ここの職員についてはこういう優遇されているという面がある。だから、年金が、年金とは言わないのかもわかりませんが、こういう共済から退職後にもらえるものが、物価の変動等によって変わるということが書いてあるかどうか、私は共済からお金をもらっていませんからわかりませんが、やはりこの辺もこのまま「いいや、いいや、決まりだから」ということでやっていってしまいますと、いつかは日航の羽目に合うかもわからない。日航ほど多くないからいいのかもしれませんがね。

そういうことで、ここら辺はぜひ組合の組織に対して意見を言えるのは町長しかいないと思うのです。ほかの職員がこうだあだということ、これはどういう制度だか、私まだ勉強していませんからわかりませんが、そういったところでやはりぜひこの不景気ということばかりではなくて、我々なんか民間で企業年金なんていうのも少しはもらっていますけれども、こういうような運用利益が少なかったら減らしますよとか、そういうふうに悪くなったら減らすのですね。だけれども、ここのところは要するに減らさないで、出す金をふやしてもらって何とかやっていこうという考え方。この辺の考え方をぜひ是正してもらいたいと思いますので、再度町長をお願いしておきます。

以上です。

○議長（齊藤 實君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お話の趣旨はよくわかります。そういうことを私たちも考えておまして、これから先につきましてはちゃんとやっていくように。時間的な余裕がなかったということも申しわけになりますが、そういうこともありましたので、ただ先ほど勸奨退職制度を利用して職員のリニューアルという言葉がいいかどうかわかりませんが、必要な人間をとってということを考えておまして、組織の活性化を図るためにかなり厳しいことをやらせてもらいました。これは、ほかの職員についてはかなり緊張した部分がありましたが、その言われている本人が半分ぐらいはよくわかっていないというまことに残念な部分がございます。こういうことも初めてやったからわからなかったのだということではなくて、そのくらいの常識を持っていたかかないと、公務員が町民に対する奉仕人だということにはならないなという思いをしたわけでありまして。やるほうもかなりきつい思いをいたしました。そういうことから考えて、今村田議員のお話の趣旨はよくわかります。これはしっかり検討して、皆さんのお考えと期待に沿うような方向で検討してまいります。お約束をいたします。

○議長（齊藤 實君） 村田正弘君。

○2番（村田正弘君） このことは、広域だとか水道だとか、その辺にもみんなこれが出てくるのです。ですから、この辺を改善していただきたいということを言っているのは、そういった意味です。

それから、給料の上げ下げについていろいろ論もあったわけですが、せめて予算のときに言ったほうがいいか言わないほうがいいか、迷うところもあるのですけれども、ちょっと考えることがありまして、やはりこの中なんかでは職員が異動したとかいうことで非常に大きな金額の変動が来てしまうわけですが、この事務局費の530万円、一般職の給料ですか、これが530万円になったということですか、ふえたのではなくて。ここら辺はどういう人が動いてどうなったのか。

それと、もう一つは、第一小学校に不審者の侵入防止のために警備員というか、人を雇っているという
ようなことのように思いますが、この辺のことと関係があるのかどうか、ちょっとお聞きをしておきます。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（齊藤敏行君） 教育委員会事務局費の給料がふえているということでございますけれども、こ
れについては今年度、学校の耐震工事等が始まりましたので、昨年と比べて職員を1名増加させておりま
す。それとはまた別のところで管理職の異動等もありましたので、そういうところで人員増や異動で増加
しているものでございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第54号 平成21年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を採決い
たします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第8、議案第55号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第55号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の提案
理由を申し上げます。

今回の補正は、本年度の職員の異動と給与改定に伴うものでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳
出それぞれ34万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9億4,532万5,000円にしようとするものであり
ます。

補正内容は、歳入では一般会計繰入金が増額、歳出は総務管理費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増
額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、町民福祉課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

○町民福祉課長（浅見初子君） 議案第55号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,532万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書により説明させていただきますので、6、7ページをごらんください。最初に、歳入予算でございますが、款11繰入金、目1一般会計繰入金の節3職員給与費繰入金でございますが、給与条例の一部改正に伴いまして引き下げを行いますけれども、職員の異動等により給与費に不足が見込まれるため、不足分を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、職員の異動等によりまして給料、共済費等が不足するため、増額補正を行うものでございます。また、扶養手当につきましても同様の理由で減額をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第55号 平成21年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 以上で今期臨時会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 臨時会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しまして、慎重にご審議の上、原案どおり議決をいただき、まことにありがとうございました。

現在新型インフルエンザが流行し、町内小中学校でも学級閉鎖などを行い、感染拡大、予防に努めておりますが、町民の皆様が安心、安全に暮らしていくことができるように、今後とも対策を講じてまいる所存であります。議員各位にもインフルエンザにかからない、広げないために、外出した際には手洗いやうがいをしっかりやっていただきたくご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、皆様のご健勝、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして平成21年第7回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月24日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 関 口 雅 敬

署 名 議 員 村 田 正 弘

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子